別表を次のように改める。

別表

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法

通則

１　健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第１項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第１項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」と総称する。）の費用の額は、区分番号０２の注７のただし書に規定する場合を除き、区分番号０１又は区分番号０１－２により算定される額に区分番号０２、区分番号０３及び区分番号０５から区分番号０８までにより算定される額を加えた額並びに区分番号０４により算定される額に区分番号０３及び区分番号０５から区分番号０８までにより算定される額を加えた額の合計額とする。

２　前号の規定により算定する指定訪問看護の費用の額は、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、介護保険法（平成９年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等については、算定しないものとする。

３　区分番号０１の注２及び注４、区分番号０１－２の注１から注３まで及び注11、区分番号０２の注１から注３まで、注10及び注12から注14まで、区分番号０４の注１、区分番号０５の注４、区分番号０６並びに区分番号０７の注１及び注２における届出については、届出を行う訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

区分

０１　訪問看護基本療養費（１日につき）

１　訪問看護基本療養費⑴

イ　保健師、助産師又は看護師による場合（ハを除く。）

⑴　週３日目まで　5,550円

⑵　週４日目以降　6,550円

ロ　准看護師による場合

⑴　週３日目まで　5,050円

⑵　週４日目以降　6,050円

ハ　悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合　12,850円

ニ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合　5,550円

２　訪問看護基本療養費⑵

イ　保健師、助産師又は看護師による場合（ハを除く。）

⑴　同一日に２人

①　週３日目まで　5,550円

②　週４日目以降　6,550円

⑵　同一日に３人以上９人以下

①　週３日目まで　2,780円

②　週４日目以降　3,280円

⑶　同一日に10人以上19人以下

①　月20日目まで　2,760円

②　月21日目以降　2,660円

⑷　同一日に20人以上49人以下

①　月20日目まで　2,710円

②　月21日目以降　2,610円

⑸　同一日に50人以上

①　月20日目まで　2,610円

②　月21日目以降　2,510円

ロ　准看護師による場合

⑴　同一日に２人

①　週３日目まで　5,050円

②　週４日目以降　6,050円

⑵　同一日に３人以上９人以下

①　週３日目まで　2,530円

②　週４日目以降　3,030円

⑶　同一日に10人以上19人以下

①　月20日目まで　2,520円

②　月21日目以降　2,420円

⑷　同一日に20人以上49人以下

①　月20日目まで　2,470円

②　月21日目以降　2,370円

⑸　同一日に50人以上

①　月20日目まで　2,370円

②　月21日目以降　2,270円

ハ　悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合　12,850円

ニ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合

⑴　同一日に２人　5,550円

⑵　同一日に３人以上９人以下　2,780円

⑶　同一日に10人以上19人以下

①　月20日目まで　2,760円

②　月21日目以降　2,660円

⑷　同一日に20人以上49人以下

①　月20日目まで　2,710円

②　月21日目以降　2,610円

⑸　同一日に50人以上

①　月20日目まで　2,610円

②　月21日目以降　2,510円

３　訪問看護基本療養費⑶　8,500円

注１　１（ハを除く。）については、指定訪問看護を受けようとする者（注３に規定する同一建物居住者を除く。）に対して、その主治医（健康保険法第63条第３項第１号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）の保険医又は介護保険法第８条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）の医師に限る。以下この区分番号において同じ。）から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、健康保険法第88条第１項に規定する指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）の保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が指定訪問看護を行った場合に、当該指定訪問看護を受けた者（以下「利用者」という。）１人につき、訪問看護基本療養費⑴（ハを除く。）並びに区分番号０１－２の精神科訪問看護基本療養費⑴及び⑶を算定する日と合わせて週３日を限度（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く。）として算定する。

２　１のハについては、悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の区分番号Ｃ０１３に掲げる在宅患者訪問褥瘡管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の利用者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者（いずれも同一建物居住者を除く。）の区分番号Ｃ０１３に掲げる在宅患者訪問褥瘡管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の利用者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者（いずれも同一建物居住者を除く。）に対して、それらの者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働